

平面図作成及び支給額算出チェックリスト（ショッピングセンター・百貨店等）

平面図の作成及び支給額の算出にこのチェックリストをご利用ください（このチェックリストの提出は不要です）
このチェックリスト目的は、対象場所及び面積を確定し支給額算出の手順を確認することです

1 大規模施設運営事業者に対する協力金

<input checked="" type="checkbox"/>	①自己利用部分面積に係る支給額
<input type="checkbox"/>	自己利用部分を平面図で特定してください（該当部分を 赤色 で塗ってください。）
	▶自己利用部分は、大規模施設運営事業者が自ら売場や案内所として利用している部分です 以下に該当する部分の対象外となりますので、申請する面積から除外されていることを確認してください ○生活必需品売場（休業要請の対象外） ○店舗面積以外の部分（階段、エスカレーター、連絡通路、事務室等） ○百貨店の店舗に該当する売場（③の申請に当たる部分） ○テナント店舗 下記の部分は加算対象です ○日常的に催事や移動式店舗を出店している広場や通路 ※詳細については、申請受付要項P9をご参照ください
<input type="checkbox"/>	自己利用部分が特定できたら、平面図の「自己利用部分」にその面積を記載してください
	▶自己利用部分面積は、1,000㎡未満を切り捨てて記載してください（ただし、2,000㎡未満の場合には、記載不要）
<input type="checkbox"/>	申請サイト入力画面の「自己利用部分面積」にその数字を入力してください
	▶入力画面には、面積をそのままご入力ください 支給額の計算では、自己利用部分面積は「1,000㎡」を1単位とし、単位未満の面積は自動計算で切り捨てられます

<input checked="" type="checkbox"/>	②テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給額
	※協力金の支給対象となるテナント店舗と休業した百貨店の店舗の数が合わせて10以上となる場合
<input type="checkbox"/>	申請サイト入力画面の「休業要請に応じたテナント店舗の数」と「休業要請に応じた百貨店の店舗の数」を入力してください
	▶百貨店の店舗の詳細については、申請受付要項P10をご参照ください
<input type="checkbox"/>	「休業要請に応じたテナント店舗及び百貨店の店舗の一覧」に、百貨店の店舗の事業者名を記載してください
	▶百貨店の店舗の数と、提出された百貨店の店舗ごとの消化仕入契約書等を突合します

<input checked="" type="checkbox"/>	③百貨店の店舗の休業に係る追加支給額
<input type="checkbox"/>	休業した百貨店の店舗を平面図で特定してください（該当部分を 黄色 で塗ってください）
<input type="checkbox"/>	百貨店の店舗が特定できたら、平面図の「百貨店の店舗」部分にその面積・所在地（区画）を記載してください
	▶大規模施設運営事業者の自己利用部分面積が2,000㎡未満の場合には、百貨店の店舗面積の記載は不要です ▶百貨店の店舗の店舗面積が明らかな百貨店の店舗の特例 百貨店等と賃貸借契約を締結している場合など、百貨店等から分配される店舗面積が明らかな場合には、当該店舗を営む事業者は「テナント事業者」として申請することが可能です。ただし、テナント事業者として申請する場合、本追加支給の対象外となります ※詳細については、申請受付要項P10をご参照ください

2 テナント事業者に対する協力金

<input checked="" type="checkbox"/>	テナント事業者に対する協力金
<input type="checkbox"/>	協力金を申請する全てのテナント店舗等の所在地（区画）を平面図で特定してください（該当部分を 青色 で塗ってください）
<input type="checkbox"/>	テナント店舗が特定できたら、平面図の「テナント店舗」部分にその面積・所在地（区画）を記載してください
	▶大規模施設運営事業者の自己利用部分面積が2,000㎡未満の場合で、かつ、テナント店舗等面積が200㎡未満の場合には、テナント店舗等面積の記載は不要です ▶店舗等面積 大規模施設の運営事業者との賃貸借契約等に基づき、大規模施設の区画を賃借する等によりテナント店舗を出店し、一般消費者向けに事業を営む部分の面積のうち、休業した部分の面積をいいます ※詳細については、申請受付要項P11もご参照ください ※取りまとめ申請による一括申請のテナント店舗以外に、個別申請を予定しているテナントがあれば、そのテナント店舗面積も含まれます
<input type="checkbox"/>	テナント店舗等が特定できたら、申請サイト入力画面の「店舗等面積」にその面積を入力してください
	▶支給額の計算では、テナントの店舗等面積は「100㎡」を1単位とし、単位未満の面積は切り捨て 申請サイトでは、自動計算を行いますので、面積をそのままご入力ください
<input type="checkbox"/>	「休業するテナント店舗及び百貨店店舗の一覧」に、テナント店舗の面積・事業者名を記載してください
	▶テナント店舗の面積・数と提出されたテナントごとの賃貸借契約書を突合します